



平成25年7月16日

岡山市消費生活センター

クレーン車で家を壊すぞ！と脅され、健康食品を購入させようとする手口が頻発！！

事例：

突然業者から番号非通知で会社名も名乗らず電話がかかり、「1ヶ月前に注文を受けた健康食品を代金引換便で送る」と言われた。

注文した覚えがないので断ったところ、業者の態度が豹変し、「確かに注文を受けている。断るのなら、クレーン車で家を壊しに行くぞ！」と脅され怖くなった。

注文は承諾していないが、本当に商品を送りつけられた時にはどうすればよいか。（60代 女性）

※「送りつけ商法」とは・・・

注文した覚えもないのに勝手に商品を送りつけられ、代金を一方的に請求される手口です。



★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- ・ 注文していない商品が自宅に届いても、受け取る義務はありません。いったん代金を支払ってしまうと、お金を取り戻すことは困難ですから、配達時に「注文していないので商品は受け取れません」と受け取りを拒否しましょう。
- ・ 一度、代金を支払ってしまうと購入者リストに掲載され、複数の業者から送りつけられるようになるので、注文していない商品は受け取り拒否しましょう。
- ・ 商品を注文する場合には、注文内容を家族間で伝えあうよう心がけましょう。
- ・ 今後のトラブル防止のために、発送元の事業者名、連絡先をメモしておきましょう。あわせて、被害拡大防止のため、悪質な事業者について消費生活センターに情報提供をお願いいたします。

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時